

障害者の虐待防止について

令和6年2月15日
富山県厚生部障害福祉課

本日の説明内容

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待の状況
- 3 義務化により対応すべきこと等
- 4 職場環境の重要性
- 5 虐待防止に係る実地指導について(参考)

厚生労働省 令和4年度障害福祉関係指導監督従事職員向け講座資料

厚生労働省 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(別冊職場内研修用冊子含む)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

厚生労働省 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集 (以下「国事例集」という)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>

1 障害者虐待防止法の概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要①

①目的(第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとて障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

②施行日

平成24年10月1日

③定義(第2条)

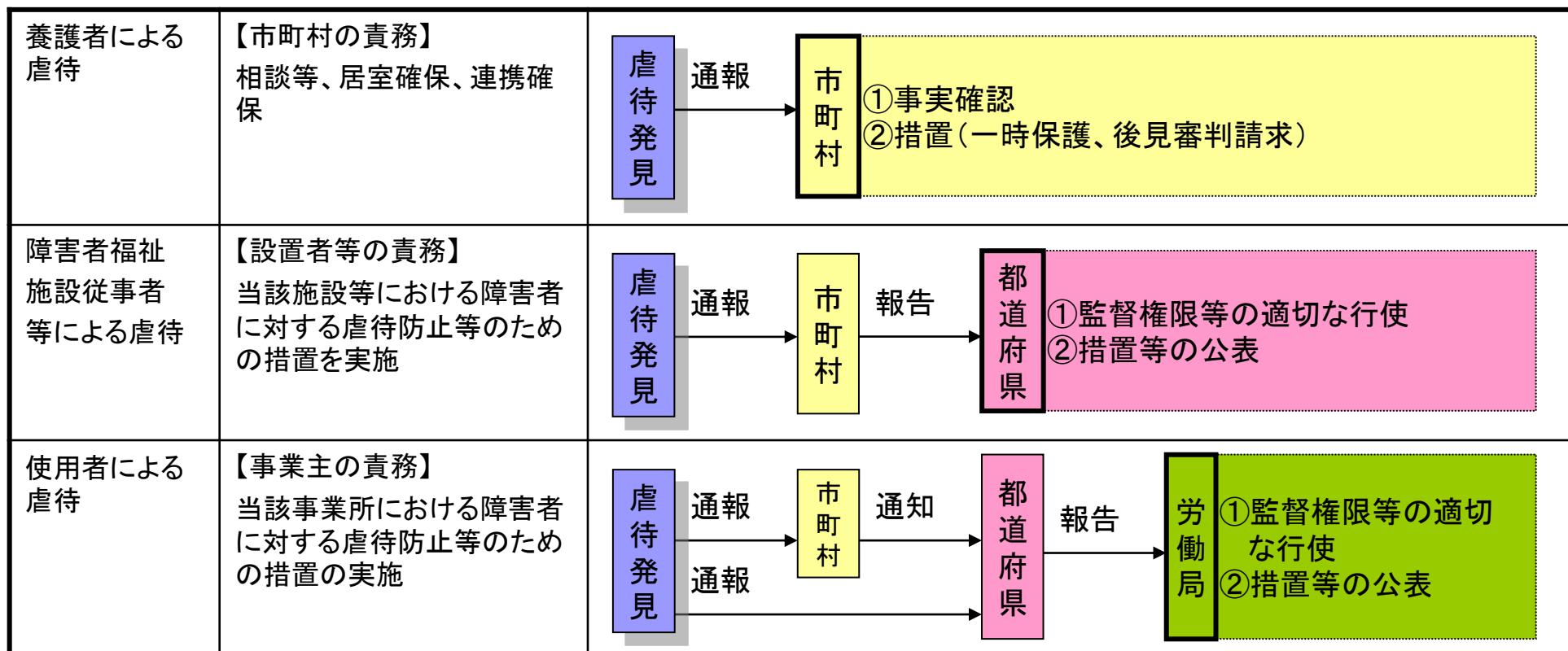
- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要②

④虐待防止施策(第5条～)

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームは次のとおり



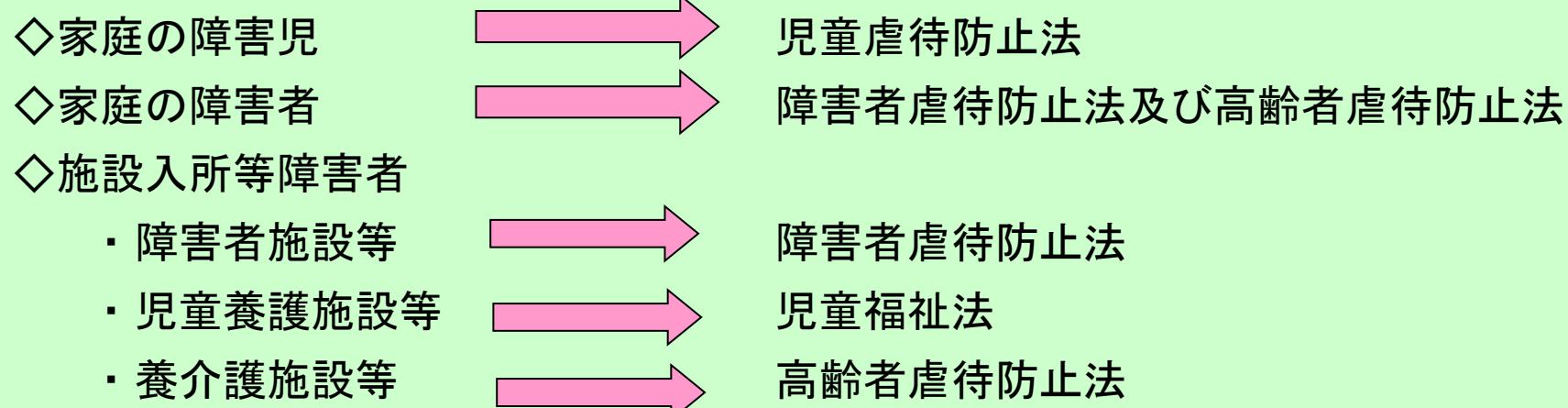
3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要③

⑤その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑥法の適用範囲



障害者・障害者虐待の定義

障害者の定義(法第2条第1項)

「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。(障害者基本法第2条第1項)

※社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。(同条第2項)

⇒手帳の有無は問わない

障害者虐待の定義(法第2条第2項)

1 養護者による虐待

どこまでがしつけで、どこからが虐待か
周囲も見逃しやすいという構造

養護者とは

⇒食事・介助などの身の回りの世話をしたり、障害者の金銭管理をするなど、障害者の生活に必要な行為を提供したりサポートしたりする者
* 親族等に限らない
* 日常生活のすべてをともにする、同居する必要はない

2 施設従事者等による虐待

世話をしているからという感情、慣れ

3 使用者による虐待

障害者への理解不足
どこまでが育成・指導か

障害者虐待の類型

類型	内 容
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく 障害者の身体を拘束 すること
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は 不当な差別的言動 その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の同居人・障害者・労働者等による 虐待行為の放置 等養護を著しく怠ること
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること

障害者虐待の定義

①身体的虐待(2条6項、7項、8項)

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、
又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

<具体例>

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・つねる ・無理やり食べ物を口の中に入れる
- ・やけどや癌のできる暴行等々
- ・身体拘束

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(48条)

「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「やむを得ず身体拘束等を行う場合、①態様及び時間、②その際の利用者の心身の状況、
③緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない

<具体例>

1. 車いすやベッドに縛り付ける
2. 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に投与する
3. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
4. 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

1. **切迫性**
本人又は利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
2. **非代替性**
身体拘束等以外のすべての支援方法の可能性が存在しないことを複数で確認
3. **一時性**
本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間であること

障害者虐待の定義

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること

<具体例>

性交、性器へのキス、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる

* 本人(障害者)が、表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断を要する

* 身体障害の場合であっても、心理的に抵抗できないことがあることに注意

③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動

<具体例>

馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、罵る、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格を貶めるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等

「著しい」→あまり考慮する必要はない

- ・「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」に該当すれば、すべて虐待である
- ・セクシュアルハラスメントの判断においても、加害側の解釈・見解によるのではなく、被害側の受け止めの問題とされている

障害者虐待の定義

④放棄・放置

- 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
⇒食事、排泄、洗濯、入浴等の身辺の世話や介助をしない、必要な医療・福祉サービスを受けさせないこと等によって、障害者の身体・健康状態を悪化させる等、養護を著しく怠ること
- 養護者以外の同居人、施設の他の利用者、他の労働者による身体的、性的、心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠る
⇒見て見ぬふりも虐待となりうる

<具体例>

1. 食事や水分を十分に与えない
2. あまり入浴させない
3. 汚れた服を着させる
4. 排泄の介助をしない
5. 爪や髪の毛が伸び放題
6. 病院、学校に行かせない
7. 障害福祉サービス等を受けさせない

セルフネグレクト

- 障害者本人が、食事を拒否したり、部屋に閉じこもって出て来ない
- 障害者本人が医療や福祉サービスを拒否
- ゴミ屋敷、ネコ屋敷…劣悪な衛生・居住環境

⇒本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば、養護者等の虐待となることもある

障害者虐待の定義

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族を含む)

<具体例>

1. 年金や賃金を渡さない
2. 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
3. お金を渡さない、使わせない
4. 本人の同意なしに財産を施設等に寄付する

(参考)精神・身体障害による最低賃金の減額特例制度(最低賃金法第7条)

○精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方などについては、一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用することとすると、かえって雇用の機会が失われるおそれがある。このため、本制度は、最低賃金法第7条に基づき、都道府県労働局長の許可により、労働能力その他の事情を考慮して定める率(減額率)を最低賃金額に乗じて得た額を減額の上、最低賃金法を適法する制度。

○減額の特例許可の対象となる労働者(減額対象労働者)の範囲

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③基礎的な技能および知識を習得させるための職業訓練を受ける者
- ④軽易な業務に従事する者
- ⑤断続的労働の従事する者

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪（令和5年7月改正）
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

※「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）」が、令和5年7月に施行されました。この改正により、これまでの「強制性交等罪・準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」に罪名が変更され、その適用要件は、以下のとおり、

1 次の①から⑥までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乘じて、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。

①暴行・脅迫 ②心身の障害 ③アルコール・薬物の影響 ④睡眠その他の意識不明瞭 ⑤同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在

⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕 ⑦虐待に起因する心理的反応 ⑧経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、性交等をした者も、1と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、1と同様とする。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要）

早期発見義務(法第6条)

- 一 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 二 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 三 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

通報義務(法第7条、16条、22条)

1 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものと除く)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第七条第一項)

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第十六条第一項)

※障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。(同条第四項)

3 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。(第二十二条第一項)

※労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。(同条第四項)

虐待防止法の
通報義務

施設・組織の
虐待防止体制



法遵守ならびに施設・
組織の虐待防止体制が
十分なら速やかに管理
者から通報！

通報を受けて行う市町村の措置

- ・虐待を受けた障害者の安全確認
- ・事実確認
- ・対応協議
- ・一時保護(入所措置)
- ・後見開始等の審判の請求
- ・立入調査
- ・立入調査の際の警察への援助要請
- ・面会の制限

起こっている「事実」に着目

- * 障害者本人の虐待されているという、「自覚」は、問わない
- * 養護者、従事者、使用者の虐待しているという、「自覚」は、問わない

⇒どれだけ、一生懸命世話をしている家族でも
どれだけ、評判のよい事業所でも

起こっている事実に着目し、判断は、組織で行う(虐待の有無、緊急性)

2 障害者虐待の状況

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)

→令和4年4月1日～令和5年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
	(参考)都道府県労働局の対応			
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	富山県 54件 (50件) 17件 (11件) 18人 (11人)	富山県 4,104件 (3,208件) 956件 (699件) 1,352人 (956人)	538件 (529件) 富山県 15件 (88件)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	3件 (3件)	12人 (9人)	虐待判断 件数 430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	12人 (9人)	656人 (502人)	5人 (64人)

【調査結果(全体像)】

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和3年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの。

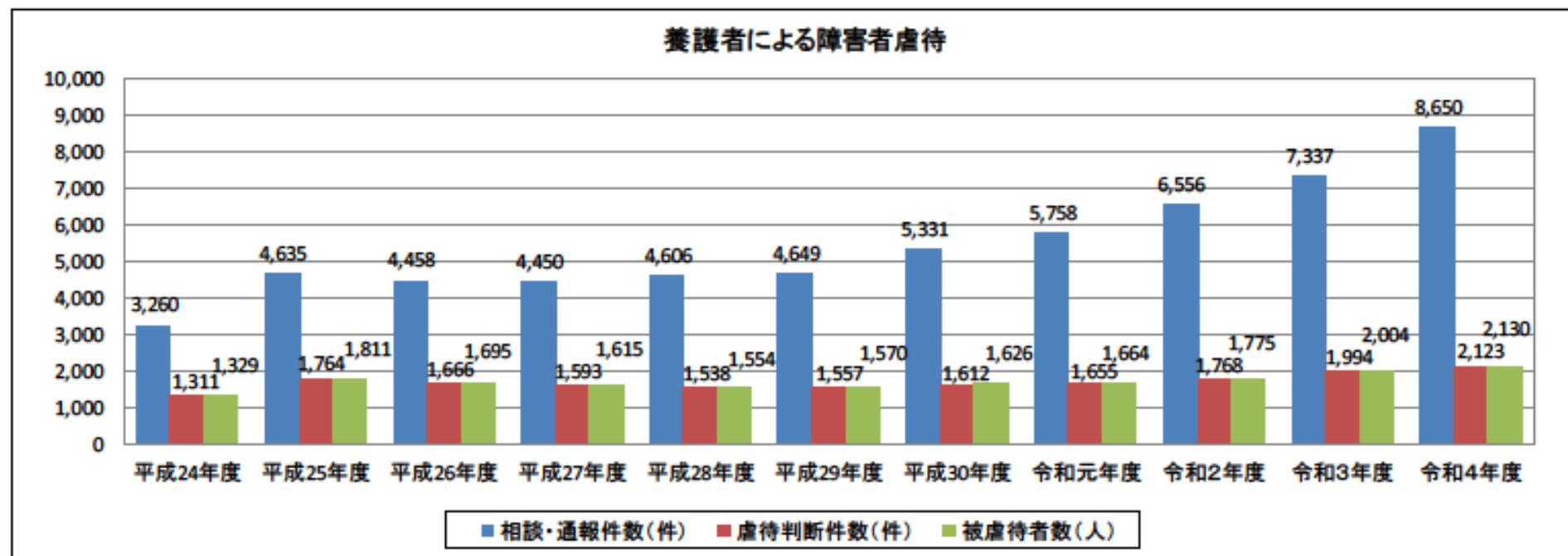
(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

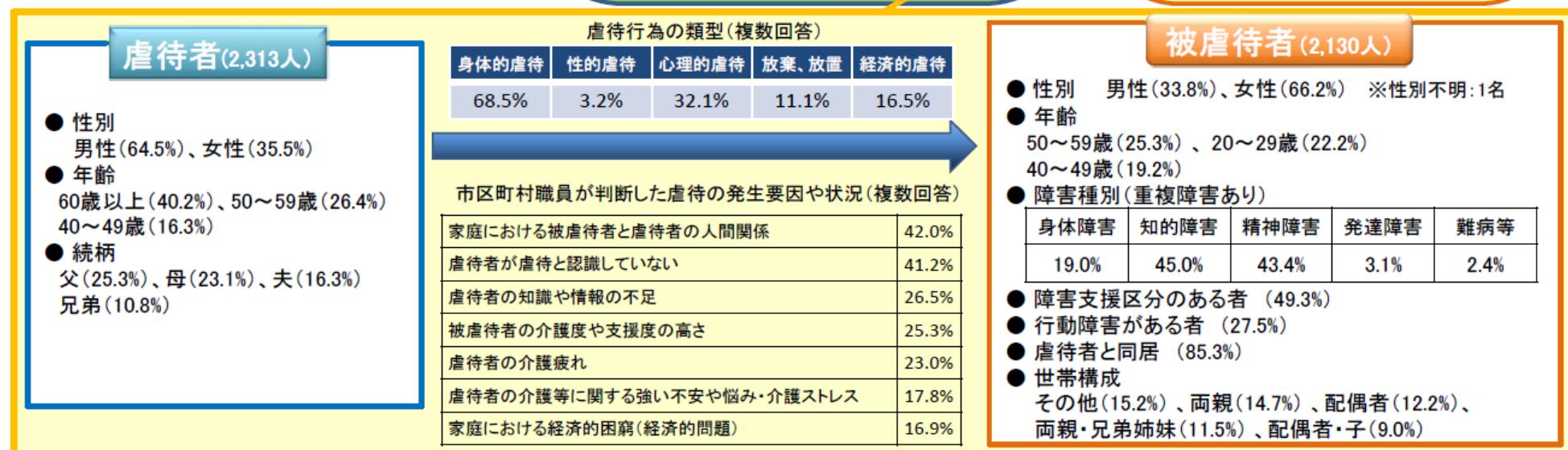
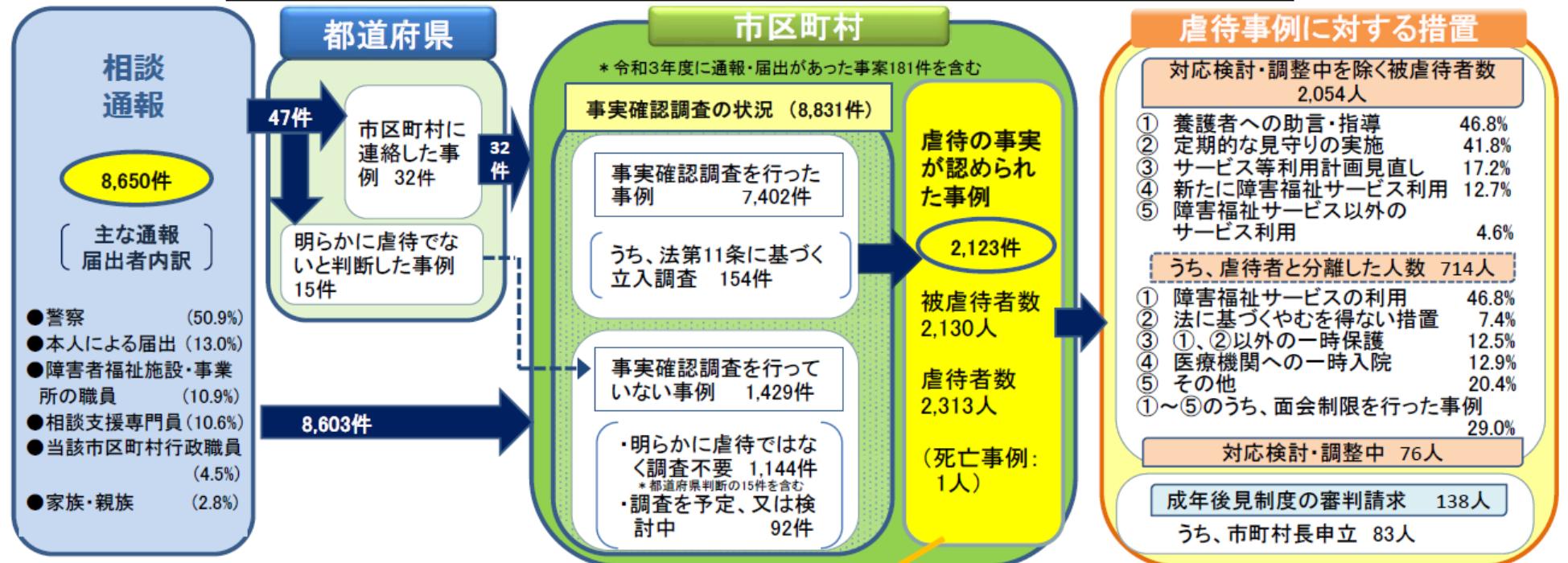
養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

参考資料3



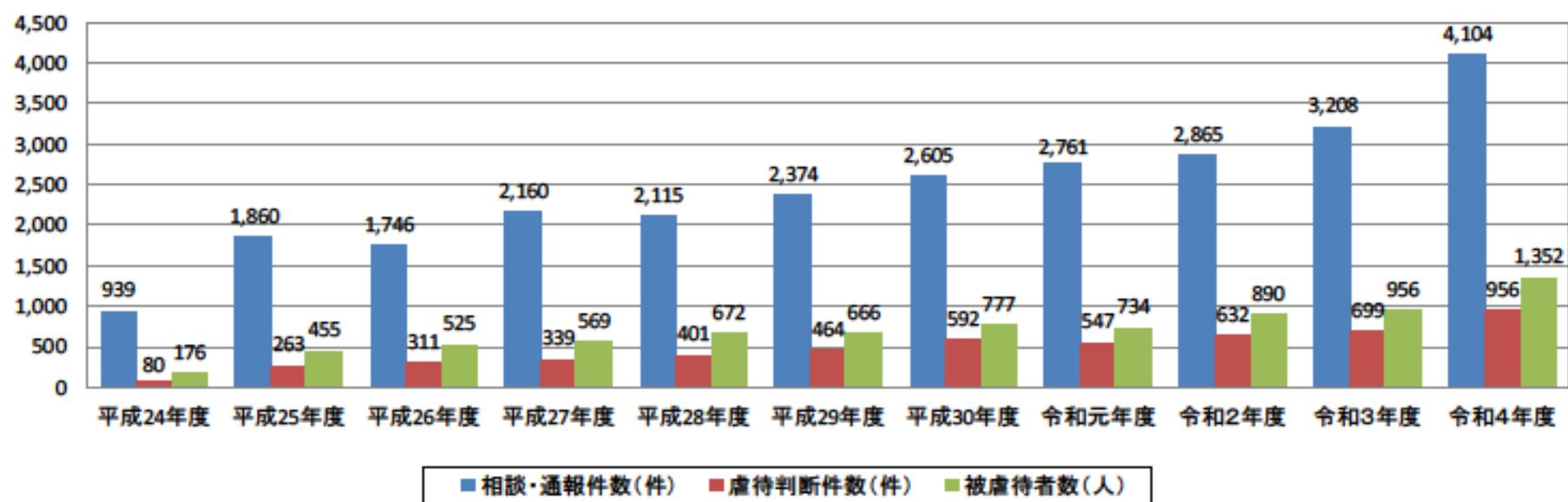
2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- 令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- 令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

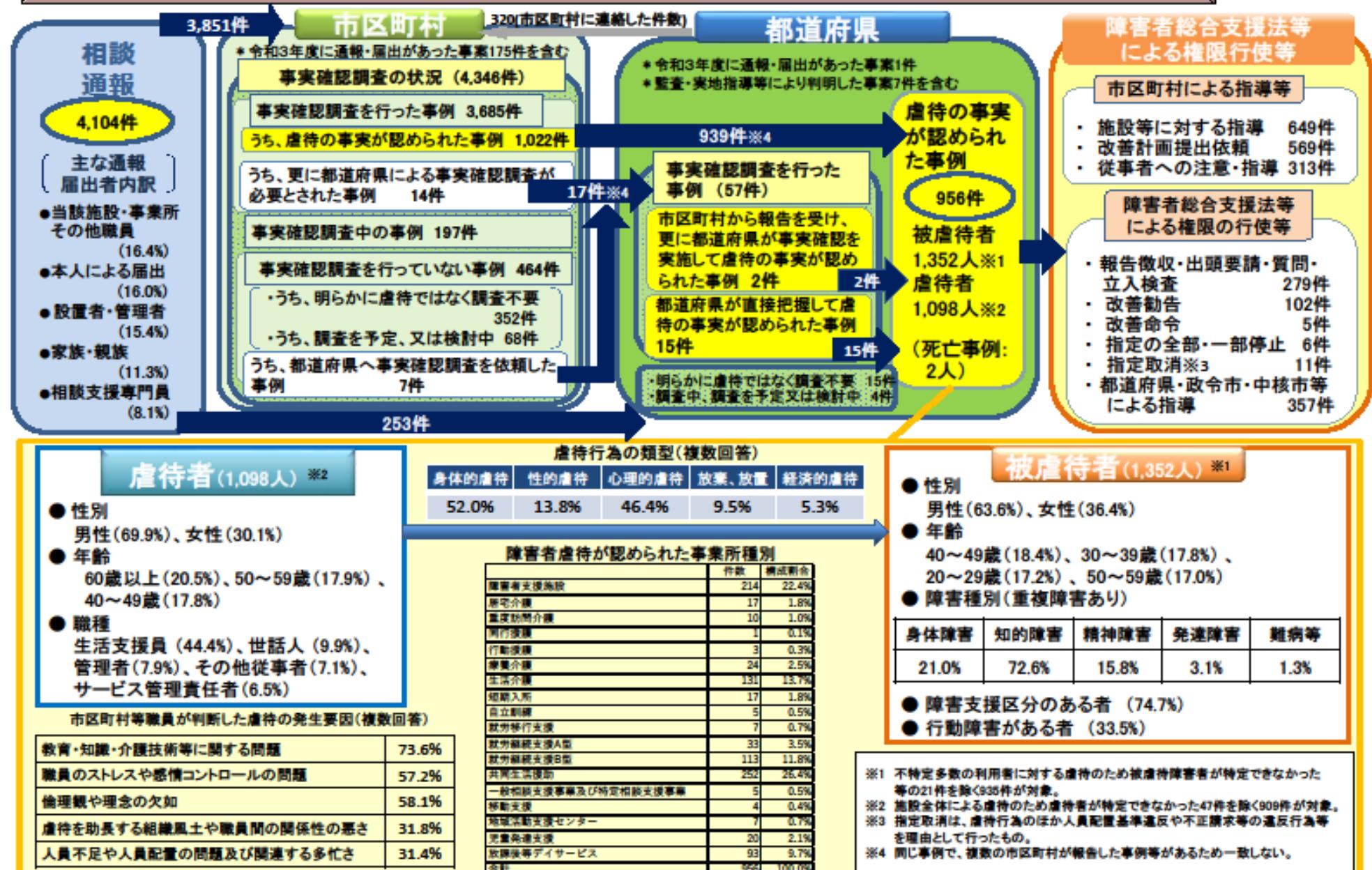
*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



令和4年度における使用者による障害者虐待の状況等

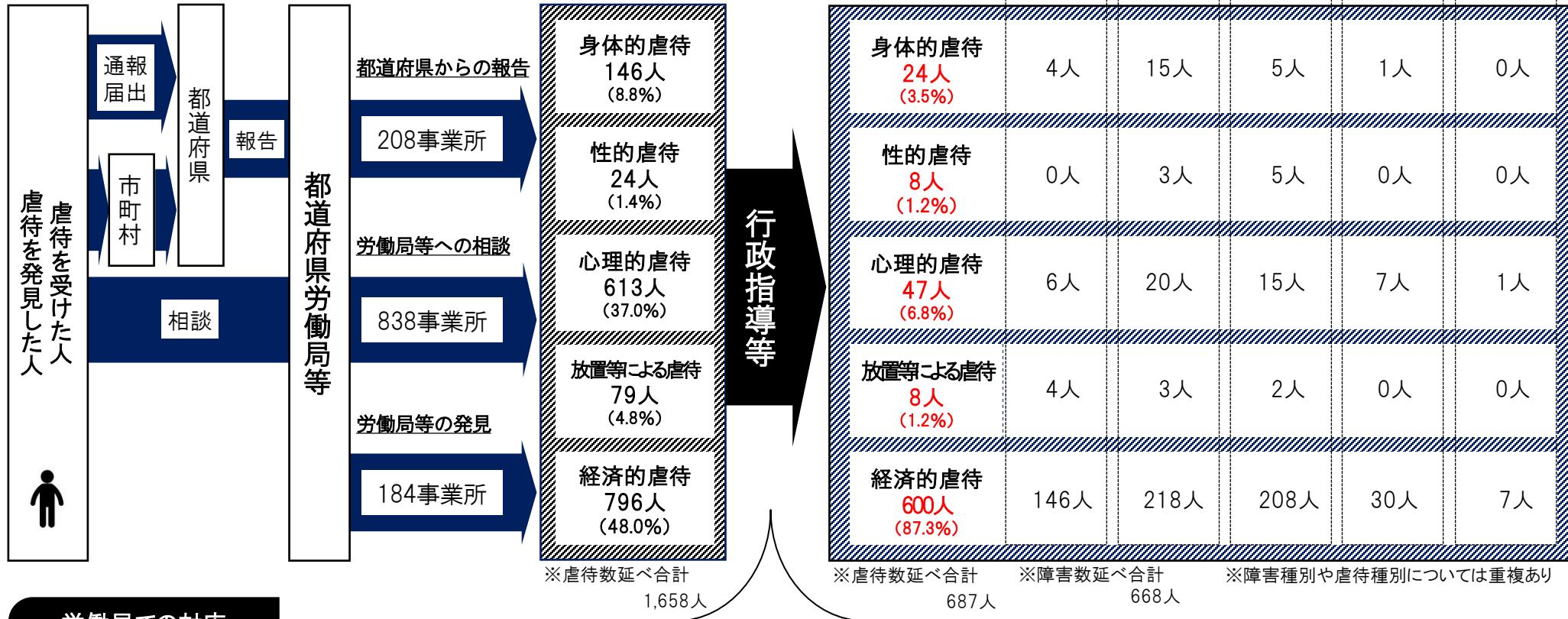
通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,230事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **1,433人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **430事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **656人**

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
155人 (23.2%)	245人 (36.7%)	224人 (33.5%)	36人 (5.4%)	8人 (1.2%)



労働局での対応

○労働局がとった措置 668件

労働基準監督署

労働基準関係法令に基づく指導等 **604件(90.4%)**
 うち最低賃金法関係 **266件(39.8%)**

公共職業安定所

障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 **40件(6.0%)**

労働局 雇用環境・均等部(室)

個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 **13件(1.9%)**

男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 **7件(1.0%)**

労働施策総合推進法に基づく助言・指導等 **4件(0.6%)**

富山県における障害者虐待の状況(令和4年度)

(1)相談・通報件数等

(単位:件)

虐待者の種別		養護者	施設従事者等	使用者	その他	計
相談・通報件数		54(50)	18(21)	15(88)	4(0)	91(159)
虐待の事実が認められた件数		17(11)	3(3)	5(64)	0(0)	25(78)
被虐待者数		18(11)	12(9)	5(64)	0(0)	35(84)

(注)相談・通報件数は、県17件、市町村74件。

(注)()は令和3年度の件数

(2)相談・通報経路

(単位:件)

	本人	家族 ・親族	近隣住民 ・知人	民生委員	医療機関 関係者	教職員	相談支援 専門員・福 祉施設従 事者等	虐待者 自身	警察	市町村 行政職員	その他	労働局か らの通報	不明 (匿名を 含む)	計
養護者による虐待	10	5			3		17		12	7	5			59
施設従事者等による虐待	4	2					10		1	1	1		1	20
使用者による虐待	2						1					12		15
その他	3												1	4
計	19	7	0	0	3	0	28	0	13	8	6	12	2	98
構成割合	20.9%	7.7%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	30.8%	0.0%	14.3%	8.8%	6.6%	13.2%	2.2%	—

(注)構成割合は、表1の相談・通報件数計91件に対するもの。7件重複あり

(3)虐待の種類・類型(重複あり)

(単位:件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	計
養護者による虐待	14	1	3	4	3	25
施設従事者等による虐待	2	1	1			4
使用者による虐待					5	5
計	16	2	4	4	8	34
構成割合	47%	6%	12%	12%	23%	—

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた件数25件に対するもの。虐待の事実が認められた件数は、養護者による虐待が17件、障害福祉施設従事者等による虐待が3件、使用者による虐待が5件。9件重複あり

(4)被虐待者の障害種別(重複あり)

(単位:人)

	身体障害	知的障害	精神障害(発達 障害を除く)	発達障害	その他の心身 機能の障害	不明	計
養護者による虐待	3	5	9		1		18
施設従事者等による虐待	1	12					13
使用者による虐待	2	1	1	1			5
計	6	18	10	1	1	0	36
構成割合	16%	50%	28%	3%	3%	0%	—

(注)構成割合は、虐待を受けた人数35人に対するもの。1件重複あり

虐待防止に向けた県の取組み

◆ 富山県障害者権利擁護センターの設置(平成24年10月1日)

- ・場所：富山県厚生部障害福祉課内
障害者虐待防止法の施行日
- ・業務内容：「使用者による虐待」通報・届出の受理、相談、広報啓発、情報収集・提供
市町村への情報提供・助言など
- ・受付時間：24時間365日対応
※県内全市町村にも同センターを設置

◆ 富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催(広域的な連携体制)

- ・目的：虐待防止、被虐待者の保護、自立支援等についての情報共有や協議を行う。
- ・構成：障害者団体、サービス事業者、司法、警察、労働、市町村、相談機関、学識経験者

◆ 障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施(人材育成)

- ・対象者：市町村職員、相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業所職員等
- ・内容：全体講義、コース別演習
(行政職員・相談支援者向け／事業所職員等向け)

◆ 広報啓発

- ・リーフレットの作成配布(障害者週間キャンペーン、イベント等)
- ・各種研修等での周知



障害者虐待に関する相談窓口

«富山県障害者権利擁護センター»

平成24年10月1日開設

場所：富山市新総曲輪1-7(富山県厚生部障害福祉課内)

TEL：076-444-3959(平日8:30~17:00)

080-8695-3726(平日17:00~翌朝8:30、土日・祝日、年末年始(12/29~1/3))

FAX：076-444-3494

E-mail：ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp(専用)

24時間365日対応

市町村障害者虐待相談窓口	平日・日中の連絡先	休日・夜間の連絡先
富山市 障害福祉課	076-443-2004	076-443-2004
高岡市 社会福祉課	0766-20-1369	0766-20-1482
魚津市 社会福祉課	0765-23-1005	0765-23-1010
氷見市 福祉介護課	0766-74-8113	0766-74-8100
滑川市 福祉課	076-475-1377	076-475-2111
黒部市 福祉課	0765-54-2111	0765-54-2111
砺波市 社会福祉課	0763-33-1317	0763-33-1111
小矢部市 社会福祉課	0766-67-8601	0766-67-1760
南砺市 福祉課	0763-23-2009	0763-23-2009
射水市 社会福祉課	0766-51-6626	0766-51-6600
舟橋村 生活環境課	076-464-1121	076-464-1121
上市町 福祉課	076-473-9107	076-473-2811
立山町 健康福祉課	076-462-9957	076-462-9088
入善町 保険福祉課	0765-72-1100 (内線141)	0765-72-1100
朝日町 健康課	0765-83-1100 (内線143)	0765-83-1100

3 義務化により対応すべきこと等

令和3年度報酬改定における
障害者虐待防止対策の強化について

ひと、暮らし、あらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための体制づくり」

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

<虐待防止委員会の役割>

No.	基本的な役割	概要	備考
1	虐待防止のための計画づくり ・虐待防止の研修 ・労働環境、条件を確認、改善するための実施計画づくり ・指針の作成	年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う。	年間計画に盛り込む事項として、以下があります。 ①過去、通報すべき案件があったか振り返りとその対応 ②虐待防止マニュアルの作成、見直し ③虐待防止等についての研修の実施（通報手順は必須） ④日常的な支援現場の把握と課題の報告（身体拘束時の適正化を含む） ⑤第三者の評価
2	虐待防止のチェックとモニタリング	虐待が起こりやすい職場環境の確認のため、チェックリスト ² や運用ルールを設定し、委員会へ情報が提供される仕組みを作る。	具体的には以下を行います。 ・虐待が起こりやすい職場環境の確認 ・各職員による定期的な自己点検 ・現場で抱えている課題を委員会に伝達 ・発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についての報告
3	虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討	虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していく。	虐待防止委員会等が虐待として通報するかしないかの判断をするのではなく、まず通報するということを念頭にします。

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発すること」とされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

問1 関連

労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と
対応の手引き P19

	改善 不要	改善 必要
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか		
休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか		
休憩する時間と場所が確保されているか		
年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか		
宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか		
勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）		
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか		
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか		
各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか		
指示命令系統は明確になっているか		
業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか		

14ページほどの小冊子

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における
障害者虐待防止法の理解と対応



この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつたためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

深刻な虐待に共通して起きていること

- 1) 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁(警察が送検した事例も)
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

※起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要！

通報は、すべての人を救う

- ・ 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・ 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・ 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・ 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

グループディスカッションの例

1. 皆さんの感覚で「虐待」に当たると考える行為を挙げてください
2. その行為を「身体的」「ネグレクト」「心理的」「性的」「経済的」に分類します
3. 今回は10分ですが、各職場で出尽くすまで挙げてみると、高い効果が期待されます

挙がらなかった行為は、現場で直面した時に「虐待」「不適切支援」と気づけない可能性があります。できるだけ類似したサービス類型で、他事業所と繰り返し実施してみましょう

- 冊子P10 抜粋

障害者虐待を防止するためには、職員個人の「がんばり」に任せ
るのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設・事業所が組
織として取り組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向
上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言
える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解
決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつ
かない誠実な施設・事業所の運営等です。

- 冊子P14 抜粋

(虐待防止③)

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないとしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。(※)

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。

(※)「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その**様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは… ※以下のすべてを満たすこと

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算 5単位／日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長:管理者
委 員:虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止委員会

委員長:管理者
委 員:虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止委員会

委員長:管理者
委 員:虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等
・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

合同開催
も可能

合同開催
も可能

4 職場環境の重要性

より良い職場環境の重要性について

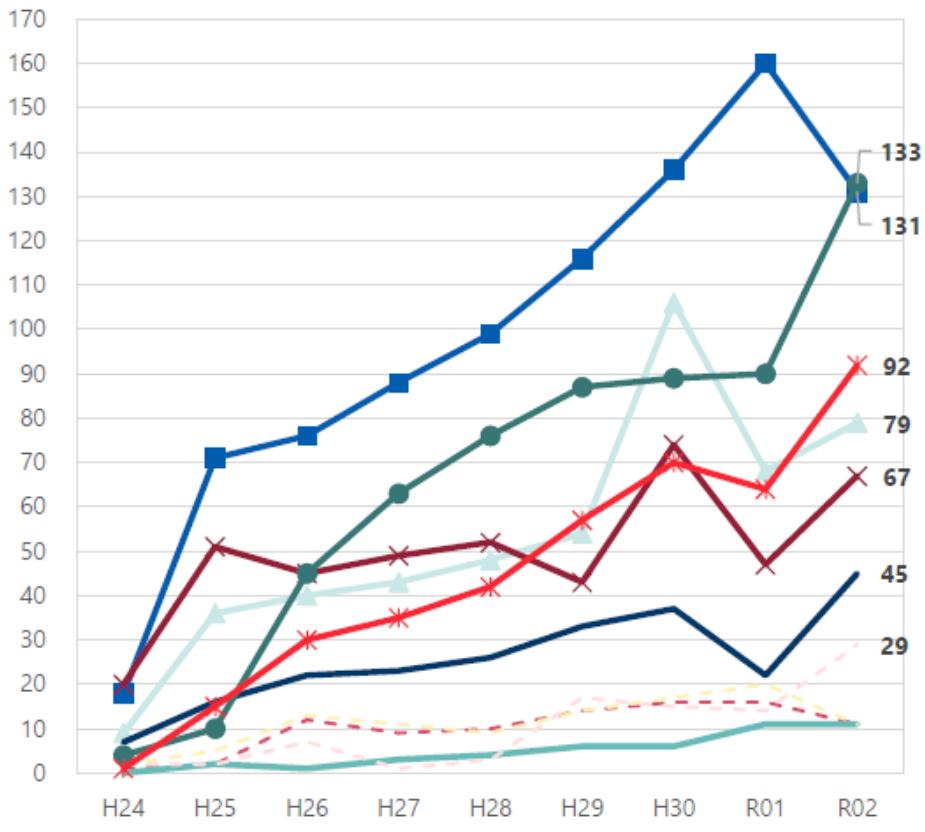
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者虐待対応状況調査

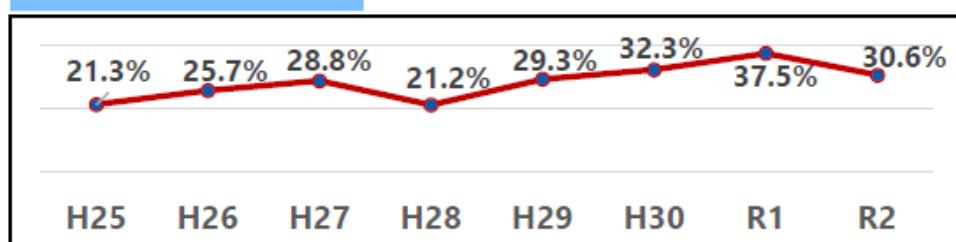
＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞（抜粋）



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H28	H29	H30	R1	R2
教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%	59.7%	73.1%	59.8%	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%
倫理観や理念の欠如	53.0%	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%

虐待を防止するための取組について

風通しの良い職場環境づくり

虐待が行われる背景については、密室の環境下で行われるとともに、組織の閉塞性、閉鎖性がもたらすという指摘があります。虐待報道事例にあった障害者福祉施設等の検証委員会報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかつたと言える。」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合って全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心がけ、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。職場でのストレスを把握するために、「職業性ストレス簡易調査票」等を活用すること等が考えられます。

虐待防止のための具体的な環境整備

①事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とP D C Aサイクルの活用

虐待の未然防止のためには、的確な現状把握(アセスメント)に基づいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価(モニタリング)が重要となります。そのアセスメントに資するものとしては、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価(チェックリストによる評価)が有用となります。

②苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めること等に加えて、虐待防止対策のツールの一つでもあります。そのため、障害者福祉施設等は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、連絡先等を障害者福祉施設等内に掲示する他、障害者福祉施設等の会報誌に掲載する等、積極的に周知を図ることが必要となります。

特に管理者は、施設を利用している障害者の表情や様子に普段と違う気になるところがないか注意を払い、声をかけて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。

③サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用

チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて「福祉サービス第三者評価」や「オンブズマン」等の外部による第三者評価を受けることもサービスの質の向上を図るきっかけとして有効となります。

④ボランティアや実習生の受け入れと地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境作りが大切です。管理者はボランティアや実習生の受け入れ体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気づき、予防する機会が増えることにもつながります。

⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

自ら権利を擁護する事に困難を抱える障害者については、成年後見制度の活用等を通して権利擁護を行っていくことが重要です。

＜虐待防止チェックリスト 職員用＞

- ①利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。
- ②利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。
- ③利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。
- ④職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。
- ⑤利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。
- ⑥利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。
- ⑦利用者を長時間待たせたりしないようにしている。
- ⑧利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。
- ⑨危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。
- ⑩利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。
- ⑪ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。
- ⑫ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。
- ⑬他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。
- ⑭上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。
- ⑮職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。
- ⑯他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面でくわしたことがある。
- ⑰他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと(注意できなかったこと)がある。
- ⑱最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。
- ⑲最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。
- ⑳最近、特に体調がすぐれないと感じことがある。

＜虐待防止チェックリスト 施設用＞

1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備

- ① 倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができている。
- ② 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。
- ③ 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。
- ④ 個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。
- ⑤ 利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。

2. 風通しの良い職場環境づくりと職員体制

- ① 職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。
- ② 上司や職員間のコミュニケーションが図られている。 ③ 適正な職員配置ができている。

3. 職員への意識啓発と職場研修の実施

- ① 職員への人権等の意識啓発が行われている。 ② 職場での人権研修等が開催されている。
- ③ 職員の自己研さんの場が設けられている。

4. 利用者の家族との連携

- ① 利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。 ② 利用者の家族と支援目標が共有できている。
- ③ 職員として利用者の家族から信頼を得られている。

5. 外部からのチェック

- ① 虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。
- ② 施設事業所の監査において、虐待防止に関するチェック等を実施している。
- ③ 地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。
- ④ 実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。

6. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備

- ① 虐待防止に関する責任者を定めている。
- ② 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。
- ③ 職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。
- ④ 施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。

5 虐待防止に係る実地指導 について(参考)

1 障害福祉サービス事業所調書(抜粋)

12 虐待防止に向けた取組の状況

(1) 体制の整備

虐待防止責任者	
虐待防止のための委員会	有・無
虐待防止のための委員会開催日	
委員会での検討結果の周知方法	

(2) 虐待防止に向けた取組

研修の実施	実施日	
	開催方法	(例:他法人と合同開催)
マニュアルの整備	有・無	

(3) 身体拘束に関する取組

身体拘束の実例	有・無	拘束する場合の記録	有・無
身体拘束適正化のための委員会の開催	有・無		
委員会での検討結果の周知方法			
身体拘束適正化のための指針	有・無	従業者への研修	有・無

(4) 身体拘束防止に向けた取組

研修の実施	実施日	
	開催方法	(例:他法人と合同開催)
マニュアルの整備	有・無	

2 指定障害福祉サービス事業者等指導指針(抜粋)

例 主眼事項及び着眼点等（指定生活介護）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
43 虐待の防止	<p>指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①当該指定生活介護事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>②当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	平18厚令171 第93条 準用（ 第40条の2）	委員会議事録 研修を実施した ことが分かる書類 担当者を配置し ていることが分 かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
36 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 	平18厚令171 第93条準用（第35条の2 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第35条の2 第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第35条の2 第3項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類

ご清聴ありがとうございました

お問合せは
富山県障害福祉課まで
電話 076-444-3212
FAX 076-444-3494